

花・植物が好きな方

あなたの知識が福祉で役立つ！

受講生
募集

平成30年度

岐阜県園芸福祉サポーター養成講座

技術や知識が
身に付く！

活動を通して
仲間がふえる！

楽しみながら
活動できる！

園芸福祉サポーターとは、県内の医療・福祉施設等で、植物の栽培など園芸活動の指導や支援を行う県民ボランティアです。

心身の癒し、健康回復や維持・増進、生活の質の向上等様々な場面で植物の効果効用が注目されています。2日間の日程の講座を修了すると、岐阜県園芸福祉サポーターに認定します。

現在、253名のサポーターが、花や緑の力で笑顔を広げる活動をしています。

会場・日時

会場A 花フェスタ記念公園
花トピア研修室

(所在地：可児市瀬田1584-1)

1日目 平成30年11月21日(水)

2日目 11月30日(金)

会場B 岐阜県飛騨総合庁舎

所在地：高山市上岡本町7-468

1日目 大会議室 2日目 中会議室

1日目 平成30年11月22日(木)

2日目 11月29日(木)

※会場A、Bともに受付10:00～ 講義時間 両日とも10:15～16:15

受講料

無料

※教材費は受講者でご負担いただきます。

教材「『園芸福祉入門』(日本園芸福祉普及協会編)」1,700円程度
講座初日に徴収いたします。

定員

各会場30名

申込が定員を超えた場合は、抽選

申込期限

11月6日(火)

【問合せ・申込先】

岐阜県農政部農産園芸課

TEL 058-272-8428

FAX 058-278-2692

ぎふの花き情報

検索



● 申し込み方法、講座の詳細については、裏面をご参照ください ●

「園芸福祉」とは何ですか？

子どもや高齢者、障がい者などさまざまな人々が、植物の「種子～発芽～成長～結実～収穫」というプロセスに接し、仲間と楽しみや喜びを共有することで皆が幸せになろうという取組みをいいます。

「園芸福祉サポーター」とは何ですか？

県内の医療・福祉施設等で、植物の栽培など園芸活動の指導や支援を行う県民ボランティアのことです。

講座では、どんなことが学べますか？

本講座は、平成30年度認定の岐阜県園芸福祉サポーターを養成するための講座です。2日間の日程で、園芸福祉の基礎を座学やワークショップ形式で学びます。

講座を受講すると、どうなるのですか？

2日間の講座を修了し、登録票を提出していただくと、県が「岐阜県園芸福祉サポーター」に認定します。サポーターの皆様にはご自身の状況に合わせて活動していただけます。

どんな活動が期待されているのですか？

県内の医療・福祉施設や地域住民を対象にした園芸福祉活動、また、学校における花育の講師として期待されます。

なお、サポーターのスキル向上や園芸福祉活動の情報を共有し合うための研修会等が毎年開催されています。

どんな人が受講できるのですか？

園芸福祉に興味のある県内在住又は県内の医療・福祉施設等の従事者が対象です。また、受講後に園芸福祉サポーターとして岐阜県内で活動していただけることが必要となります。

岐阜県園芸福祉サポーター養成講座 受講申込票



申込方法

本申込票により平成30年11月6日（火）までに、岐阜県農政部農産園芸課<FAX:058-278-2692>へお申し込みください。受講決定後、お申込みの連絡先に案内通知を送付いたします。

氏名	フリガナ	
連絡先	(住所) 〒	
	(TEL)	(FAX)
所属	(医療・福祉施設、学校職員の方が申し込まれる場合は、ご記入ください)	
受講会場	希望の会場どちらかに○を付けてください (日程は表面でご確認ください)	
	A 花フェスタ記念公園	B 岐阜県飛騨総合庁舎